

# 第3回教育委員会会議

令和8年3月3日  
午後3時30分  
本庁舎第11共通会議室

案 件

報告第10号

大阪市立クラフトパーク条例施行規則の一部を改正する規則

報告第10号

大阪市立クラフトパーク条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、下記のとおり教育長による急施専決を行ったので、同条第2項の規定に基づき報告する。

記

別紙のとおり、大阪市立クラフトパーク条例施行規則の一部を改正する。

## 大阪市立クラフトパーク条例施行規則の一部改正について

### 1 改正の趣旨及び理由

クラフトパークは、民間におけるノウハウを最大限に活かし、運営の効率化を図り、市民サービスの向上とともに管理経費の縮減を図ることを目的とし、平成 18 年度から指定管理者制度を導入している。

今般、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで、2 つの法人を構成員とする連合体を指定管理者に指定し、管理をおこなう予定であったところ、この連合体の構成員の 1 つが令和 8 年 4 月 1 日付でグループ会社に吸収合併されることになり、消滅会社が行っていた事業がそのままグループ会社に引き継がれることとなった。

連合体については、事業の運営主体としての実質的な変更はないため、公募によらず、教育委員会が変更後の構成員による連合体を指定管理者に指定することができるようクラフトパーク条例の改正を行ったものである。今回はこの改正条例に対応して、必要となる手続きを定めるため、クラフトパーク条例施行規則の一部の改正を行う。

### 2 改正内容

クラフトパークについて、指定管理者である連合体の構成員に変更がある場合に、公募によらず当該変更後の構成員による連合体を指定管理者に指定することができる仕組みに改めた改正条例に対応して、同条例施行規則を改めるもの。

主な内容は、改正条例第 16 条第 2 項の提出書類の詳細を示すものであり、通常指定申請を行う際に提出する書類のほか、連合体の構成員の変更の内容を明らかにする書類及び変更前の構成員による連合体が提出した事業計画書及び収支予算書に従ってクラフトパークの管理を継続して遂行することを明らかにする書類を提出しなければならないこととしている。

### 3 施行日

公布の日

(参考) 大阪市立クラフトパーク条例 (抜粋)

(指定管理予定者の選定手続の特例)

第 16 条 教育委員会は、連合体（2以上の事業者を組合員とする組合又は契約による2以上の事業者の結合体をいう。以下同じ。）が指定管理者の指定を受けている場合において、当該連合体（第3項において「変更前 の構成員による連合体」という。）の構成員の変更により当該指定の期間の開始前又は当該指定の期間中に新たな指定管理者の指定が必要となるときであって、当該変更の内容その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、第 12 条の規定にかかわらず、当該変更後の構成員による連合体（以下「変更後の構成員による連合体」という。）をクラフトパークの管理を行おうとするものに指名し、当該変更後の構成員による連合体に対し、その旨を通知することができる。

- 2 前項の通知を受けた変更後の構成員による連合体は、教育委員会規則で定めるところにより、その行おうとするクラフトパークの管理について、教育委員会規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の申請の内容が前条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該申請をした変更後の構成員による連合体が変更前の構成員による連合体と同程度のクラフトパークの管理を行うことができると認めるときでなければ、当該変更後の構成員 による連合体を指定管理予定者として選定してはならない。

大阪市立クラフトパーク条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市立クラフトパーク条例施行規則（平成 18 年大阪市教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p><u>(指定申請の方法の特例)</u></p> <p><u>第 6 条 条例第 16 条第 1 項の規定による通知を受けた変更後の構成員による連合体（同項に規定する変更後の構成員による連合体をいう。以下同じ。）は、所定の指定管理者指定申請書に当該変更後の構成員による連合体及び当該構成員の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該変更後の構成員による連合体の担当者の氏名及び連絡先を記載して、教育委員会が指定する期間内にこれを教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 前条第 2 項第 1 号から第 7 号まで及び第 9 号の書類</u></p> <p><u>(2) 条例第 16 条第 1 項に規定する構成員の変更の内容を明らかにする書類</u></p> <p><u>(3) 当該変更後の構成員による連合体が変更前の構成員による連合体（条例第 16 条第 1 項に規定する変更前の構成員による連合体をいう。）が提出した前条第 2 項第 8 号の事業計画書及び収支予算書に従ってクラフトパークの管理を継</u></p>	<p>[新設]</p>

<p><u>続して遂行することを明らかにする書類</u> (資料の提出の要求等)</p> <p><u>第7条</u> 教育委員会は、<u>条例第15条</u>又は<u>第16条</u>の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。</p> <p><u>第8条</u> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項の事業報告書(以下「事業報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 [(1)・(2) 略] (3) <u>条例第18条</u>各号に掲げる業務の実施状況 [(4)・(5)・(6) 略] [2 略]</p> <p><u>第9条</u>・<u>第10条</u> [略]</p>	<p>(資料の提出の要求等)</p> <p><u>第6条</u> 教育委員会は、<u>条例第15条</u>の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。</p> <p><u>第7条</u> [同左]</p> <p>[(1)・(2) 同左] (3) <u>条例第17条</u>各号に掲げる業務の実施状況 [(4)・(5)・(6) 同左] [2 同左]</p> <p><u>第8条</u>・<u>第9条</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。